

## 公 告

福岡県道路公社が発注する建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年1月23日

福岡県道路公社理事長 村田 泰英

### 1 工事名

福岡前原道路 今宿高架橋 橋梁耐震補強工事 (R4-1 工区)

### 2 工事場所

福岡市西区今宿青木

### 3 工事の発注方式

- (1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（簡易型）の適用工事である。
- (2) 本工事は、最低制限価格制度を適用せず、低入札価格調査制度を適用する工事である。
- (3) 本工事は、「福岡県建設工事低入札価格調査試行要領」（以下「低入札価格調査試行要領」という。）に基づく調査基準価格及び失格基準価格を設けている。
- (4) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下のア～ケの要件を全て満たさなければならない。
  - ア 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
  - イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
  - ウ 監理技術者補佐は、所属する建設会社と入札参加申込みの締切日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - エ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
  - オ 特例監理技術者が兼務できる工事は福岡県内の工事でなければならない。（県発注工事に限らない。）
  - カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

- キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ケ 現場の安全管理体制について、特例監理技術者が統括安全衛生責任者を兼ねていないこと。

#### 4 工事概要

- ・橋脚柱コンクリート巻立て工（P 8） V=5.3 m<sup>3</sup>
- ・橋脚梁縁端拡幅工（P 5） V=7.3 m<sup>3</sup>
- ・橋脚梁縁端拡幅工（P 8） V=6.9 m<sup>3</sup>
- ・水平力分担構造設置工（P 5） N=8 基
- ・水平力分担構造設置工（P 8） N=8 基
- ・ライナープレート設置撤去（P 8） N=1 箇所

#### 5 工期

契約締結日の翌日から令和6年3月15日（金曜日）まで

#### 6 入札に関する事項

本工事の入札は、紙での入札手続により行う。

#### 7 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号  
福岡県道路公社 総務部総務課（福岡県吉塚合同庁舎4階）  
電話番号 092-641-0101

#### 8 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加者資格をいう。以下同じ。）

土木一式工事について、福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年3月福岡県告示第219号）に定める資格を得ている者（令和4年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）掲載者）。

#### 9 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和5年2月6日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても次の要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。

なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込みの受付期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

- (3) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事

再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続の開始決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている者を除く。

- (5) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- ア 本工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者である。  
(株)オリエンタルコンサルタンツ
- イ 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者とは、次のいずれかに該当する者である。
- (7) 当該受託者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者
- (1) 当該受託者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者
- (1) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を兼ねている場合における当該建設業者
- (6) 土木一式工事について、入札参加資格者名簿の格付が A 等級であること。
- (7) 次のア又はイに掲げる建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する営業所を有すること。  
ア 主たる営業所を福岡県土整備事務所管内に有する。  
イ 主たる営業所を福岡県内に有し、かつ、10 年以上継続して従たる営業所を福岡県土整備事務所管内に有する。
- (8) 平成 19 年度以降に、公共工事の元請として完成した、道路橋の耐震補強工事又は、道路橋の橋梁下部工工事（ただし、横断歩道橋は除く）の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）を有すること。  
(注) 上記（8）の公共工事とは、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注する建設工事をいう。  
なお、特殊法人等とは、次のアからクに掲げる要件のいずれかに該当する法人とする。
- ア 地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に基づく法人であること。
- イ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 10 条に基づいて設立された法人であること。
- ウ 地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に基づく法人であること。
- エ 高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）に基づく法人であること。
- オ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号）に基づく法人であること。
- カ 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）に基づく法人であること。
- キ 独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）に基づく法人であること。
- ク 日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）に基づく法人であること。
- (9) 次のア及びイに掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を工期開始日から本工事に専任で配置できること。ただし、特記仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。  
なお、所属する建設会社と入札参加申込みの締切日以前に 3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ア 上記（8）の要件を満たす工事に、技術者（監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者）として従事した経験を有する者。
- イ 次の（ア）又は（イ）の資格を有する者。  
(ア) 1 級土木施工管理技士又は 1 級建設機械施工技士の資格を有する者。  
(イ) 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

- (10) 簡易な施工計画が適切であること。なお、適切であるとは、必要事項の記載があること、かつ発注者が示す課題を明らかに逸脱したものでないことをいう。

#### 1 0 総合評価方法に関する事項

##### (1) 評価項目及び配点

評価項目及び配点は、別紙「別表1 評価項目及び評価基準」に示すとおりとする。

##### (2) 総合評価の方法

評価は、入札参加条件を満たす入札参加者に標準点（100点）を与え、さらに上記(1)により評価した評価項目について、0点から20点までの範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、さらに、低入札価格調査基準価格以上で入札した者には施工体制評価点（1.1点）を与え、その合計点を入札価格で除して得られた評価値により行う。

（算出式）技術評価点＝標準点（100点）＋加算点（0点から20点）

評価値＝【技術評価点＋施工体制評価点（0点又は1.1点）】／【入札価格】

なお、落札者の決定方法は、19による。

##### (3) 技術資料の作成

技術資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

#### 1 1 入札説明書等の交付

入札説明書等は、公告日から開札日まで福岡県道路公社ホームページからダウンロードすることにより交付する。

#### 1 2 入札参加申込みの受付

##### (1) 申込受付場所

7に同じ。

##### (2) 申込受付期間

令和5年1月24日（火曜日）から令和5年2月6日（月曜日）までの毎日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を除く。）、午前9時00分から午後4時30分まで。

##### (3) 申込方法

入札説明書に示す書類を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

#### 1 3 入札の日時及び入札書の提出方法

##### (1) 入札の日時

入札は、令和5年3月15日（水曜日）午前10時00分

##### (2) 入札書の提出方法

ア 入札書を7の場所に持参すること。

イ 入札執行回数は、1回とする。

ウ その他、入札説明書及び入札心得書の規定による。

#### 1 4 工事費内訳書及び明細書（以下、「工事費内訳書等」という。）の提出

入札書提出時に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書等を7の場所に持参すること。

#### 1 5 開札の日時及び場所

入札終了後、直ちに7の場所において行う。

#### 1 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積った契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を7の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に福岡県道路公社を被保険者とする入札保証保険契約（見積った契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合。なお、保険期間は、開札日から14日間とする。

イ 過去2年以内に、福岡県道路公社又は地方公共団体、若しくは国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合。なお、同規模とは最終契約金額が2,000万円以上である契約をいう。

##### (2) 契約保証金

落札者は、請負代金額（税込み）の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは、100分の30以上）の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に福岡県道路公社を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額（税込み）の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額（税込み）の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは、100分の30以上）を保証金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

#### 1 7 入札の無効

(1) 次の入札は、無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令、入札説明書又は福岡県道路公社入札心得書等において示した入札に関する条件に違反している入札

ウ 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札

エ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

オ 入札保証金が1 6（1）に規定する金額に達しない入札

カ 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（入札参加の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

キ 入札書提出時に、工事費内訳書等の提出がない入札

ク 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書等の提出がない入札

ケ 調査基準価格を下回った価格で入札を行う者であって、入札書提出時に、低入札価格調査票の提出がない入札

なお、低入札調査票は、低入札価格調査試行要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

## 1.8 失格基準価格

低入札価格調査試行要領第7条に基づき、失格基準価格を下回った価格で入札を行った者は、低入札価格調査を行わずに失格とする。

## 1.9 落札者の決定方法、落札者決定通知及び技術評価点通知

### (1) 落札者の決定方法

ア 入札価格が予定価格と失格基準価格の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、1.0(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 落札候補者が1者であるとき、その者の入札価格が調査基準価格以上であれば、落札者として決定する。

ウ 落札候補者が2者以上であるとき、その全ての者の入札価格が調査基準価格以上であれば、くじにより落札者を決定する。

エ 落札候補者のうち、入札価格が調査基準価格未満である者がいた場合は、落札者の決定を保留する。

オ 入札価格が調査基準価格未満の落札候補者については、低入札価格調査試行要領に基づく調査を実施する。

カ オにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その者を落札候補者とみなす。

キ オにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないと認められる場合は、その者を失格とする。

ク オにおける調査ののち、落札候補者が1者である場合は、その者を落札者として決定する。

ケ オにおける調査ののち、落札候補者が2者以上である場合は、くじにより落札者を決定する。

コ オにおける調査ののち、落札候補者がいなくなった場合は、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

### (2) 落札者決定通知

落札者が決定した場合は、書面により通知する。

また、入札結果を落札者決定日の翌日から7の場所において閲覧により公表する。

### (3) 技術評価点通知

自者の加算点内訳については、入札参加申込み時に別紙「技術評価点の通知について」による申し出があった場合は、入札結果公表の日から起算して5日以内（県の休日を除く。）に通知するものとする。ただし、入札の辞退、無効及び失格の場合は、通知しない。

なお、評価点の根拠となる審査内容及び他者の技術評価点に関することは、通知しない。

## 20 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

- (1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第2項及び第4項に規定する契約保証金の額を、請負代金額（税込み）の10分の3以上とすること。
- (2) 契約書第47条の4第1項に規定する違約金の額は、請負代金額（税込み）の10分の3とすること。
- (3) 主任技術者又は監理技術者は専任で配置し、契約書第10条第2項に規定する現場代理人との兼務は認めないものとする。
- (4) 現場代理人及び技術者は、他工事との兼務を認めないものとする。

## 21 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成を要する。
- (3) 落札者は、契約の締結に当たって、工事請負契約書47条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人としなないこと等について誓約する誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。
- (4) 詳細は入札説明書による。